

2026 年度 総合型選抜 課外活動優秀者入試

小論文

【法学部 法律学科】

志望学部・学科									
学部					学科				
受験番号					氏名				
				-					

日本国憲法第 14 条 1 項では平等権が規定され、同法第 24 条第 1 項では婚姻における夫婦の平等性が規定されている。同法第 24 条第 1 項などをもとに、現在の日本では同性婚を認めないという考え方が強い。同性による婚姻届が提出されたとしても、役所ではそれを受理しないと一般的に説明がなされる。しかし、民法典など他の法律には同性婚を禁じる条項は存在していない。このような事情のもと、地方自治体では、いわゆる「同性パートナーシップ条例」と呼ばれる条例が作成され、同性のパートナーシップに関する届け出が認められ、性的少数者に対する地方独自の取り組みが始められている。

このような条例が作られる意味はどこにあるか。憲法の意義や内容を踏まえながら横書き 600 字以内で論じてください。

(参照)

憲法第 14 条第 1 項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

憲法第 24 条第 1 項「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」